

令和 7 年度胎内市福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

日時 令和 8 年 3 月 16 日（月）14：00～：15：20

会場 胎内市役所 301 会議室

1 開会

- 2 会長あいさつ：お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、日頃より福祉行政全般にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、胎内市福祉有償運送協議会としてご協議をお願いいたします。人口減少や高齢化が進む中、地域で支え合いながら高齢者の移動手段を確保し、継続していくことは、地域福祉における重要な課題と認識しております。こうした共通認識のもと、皆様から忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員自己紹介 委員名簿配布

会長により議事進行（協議会要綱の第 5 条の規定による）

3 報告事項 令和 7 年度福祉有償運送実績報告〈資料 1〉により報告

- ・車両に増減はなし。主に軽自動車を使用し、8 人乗り車両は軽自動車が不足する場合に年間数回の利用のみ。運転者は 2 名減少したが、現在 6 名体制で運行しており、人員不足による利用の断りは発生していない。
- ・利用登録者は 44 名。令和 7 年 12 月末時点では前年実績より 3 名増加している。
- ・1 件当たりの運行距離は 2.6km と短くなり遠距離利用が減少し、市街地での利用が増えている。収支は赤字が続いている。
- ・利用者からは、荷物の運搬や自宅までの付き添いなど、福祉有償運送ならではの支援を求める声が寄せられており、特に道路から自宅まで急な階段や傾斜がある所では、こうした支援への要望がある。

運送対象の妥当性についての報告 事務局より報告

事務局：福祉有償運送の利用対象者は、介護保険制度の総合事業「サービス D」に位置付けられ、要支援認定者や基本チェックリストにより事業対象者と認定された方であり、地域包括支援センターが利用者の状況を確認し、必要性に応じてケアプランを作成し、サービス利用を調整することとなっています。

利用者の多くは高齢者の一人暮らしまたは高齢者世帯で、利用者の平均年齢は 84 歳、最高齢は 95 歳でした。身体機能の低下により、送迎に加え荷物の運搬や移送前後の生活支援を必要とする利用者であり、事務局において利用者のケアプランを確認した結果、福祉有償運送の利用は適切であると判断しております。

会長：令和 7 年度実績報告について意見聴取

委員：意見は特になし

4 議事

(1)近隣の基幹病院への福祉有償運送について 〈資料2〉について事務局から説明

福祉有償運送の運行範囲を近隣の基幹病院である新潟県立新発田病院及び村上総合病院まで拡大し、運行の方法については病院への送迎に限定し、必要に応じて複数乗車による運行を可能とする案を説明。運送の対価については、福祉有償運送の基準であるタクシー運賃の8割以内を踏まえ、運行距離や複数乗車を考慮した料金設定案を説明し、新発田病院及び村上総合病院までの対価について協議をお願いしました。

事務局：運行範囲の拡大が承認された場合は、利用希望者の状況を確認した上で準備を進め、8月頃の試運転開始を目指す予定として考えています。また、現時点では利用対象となる方は7名程度で、多くは月1回または数か月に1回の通院利用を見込んでいます。

委員：運行範囲の拡大に伴い事業者の負担や事業の継続への影響はどうでしょうか。

事業者：人件費の増加などにより厳しい収支状況が続いていますが、利用者負担を考慮すると運賃の引き上げは難しいと感じています。拠点病院への運行方法は、駅等の一定の場所を集合場所として、複数乗車を考えています。

事務局：福祉有償運送は介護保険事業として補助を行っています。対象経費が決められておりますが、その範囲の中で令和8年度は補助金を増額する予定です。利用料については、福祉有償運送の基準やタクシー運賃を踏まえて検討した案となっています。

委員：利用料については、事業の継続と利用者負担の双方を考慮しながら検討する必要がありますね。

事務局：利用者の利便性と運行効率の両面から、実際の運用は試行しながら検討が必要であると思っています。市外運行についての対価の設定についても、生活支援の要素も含まれることから見直しも必要ではないかと事業所へは話をしております。

委員：複数乗車の場合、利用者の受診時間が異なることにより待ち時間や運行ロスが発生する可能性があり、車両の確保や運行体制の負担が増えていくのではないのでしょうか。

事業者：市外運行を行う場合は運行時間が長くなるため、車両の追加確保が必要になる可能性があることや、車両購入や維持費を含めた採算確保が難しいと思っています。利用者負担を考慮し、現行利用料の大幅な引き上げは難しいと感じています。

委員：利用者と一般利用者が一緒に乗る場合について制度上の整理が必要であり、誤解を招かない運用が重要だと思います。

事務局：運行体制及び対価設定を含めた実施方法を整理した上で、次の段階として実施について協議していきたいと思っています。福祉有償運送の運行方法について、ドアツードアは基本ですが、近隣基幹病院への運行拡大については、必要に応じて駅等の集合場所を活用した複数乗車運行を行う方向で検討しています。

委員：複数乗車の運用方法について、利用者間で取扱いに差が生じないようルールを明確にする必要があると思います。待ち時間の発生など運行上の課題について、事業継続するための財政的な負担についても心配があります。

運行方法および運賃についてですが、すぐに本格実施するのではなく、まずは試行運転を行うことを確認し、各委員からの意見はなく、協議会として事業実施に向けた準備を進めることとします。

※事務局：資料 2-②及び③について

拠点病院までの運行については、協議内容を踏まえ体制を整えながら準備を進めていくこととしますが、運営規程の一部改正が必要となるため、資料 2-②及び③については、内容を整理・修正し、改めて資料を送付し意見をいただきますので、よろしくお願いします。

(2) 旅客の範囲について

事務局：福祉有償運送の旅客範囲について、要介護 1 及び 2 の方を対象に含めることについてですが、現在、要介護 1、2 の方への移送支援は『福祉タクシー』はありますが、少ない現状です。現時点では実態把握が十分ではなく、利用実態やニーズを調査し、関係機関と調整しながら検討を進めていきたいと思っております。今後旅客範囲に含めていくことについて意見をいただきたいと思います。

委員：要介護 1・2 の方についても単独での移動が困難な場合があるため、対象に含めることについては良いと思いますが、運行体制などは大丈夫でしょうか。どのくらいの利用者を見込んでいますか。

事務局：利用対象者数は現時点で明確ではありませんが、要介護 1・2 の認定者は市全体で約 500 名程度ではありますが、実際に福祉有償運送を利用する方は少数にとどまる見込みです。個々の状況により利用できるかどうかについては、本人や家族の意向もありますがケアマネジャーとの連携が必要であると考えています。

事業者：要介護の方の利用については、認知機能の低下等により単独利用が難しい場合も想定されるため、個別の状況確認が必要ですが、乗降が自力で可能であれば利用は可能と考えています。

委員：外出支援サービスは利用対象など何か国の決まりなどがあるのですか。

事務局：外出支援は市の独自事業で国の決まりなどはなく、基本的には、対象として車椅子やストレッチャーを利用する状態の人が主な利用者となっています。

委員：外出支援なのか福祉有償運送なのか、その方の心身の状態や生活している状況に応じて違い、やってみないとわからないという部分もあるわけですね。他のサービスとの利用の仕方など、利用者の状態に応じた整理が必要であり、要介護や本人の状況に応じた適切なサービスの振り分けが必要ということですね。

事務局：要介護者については身体機能の低下に加え認知機能の低下が見られる場合も多くなっていますが、要支援の段階から利用している方が要介護となった後も継続利用している方もいます。また、利用できるかどうかについては、個々の状態にもよるため、本人や家族の意向、ケアマネジャーによる状況把握と調整が重要であり、関係者と連携しながら慎重に対応する必要があると考えています。

会長：要介護 1・2 の方を旅客範囲に含める方向性についてはよろしいでしょうか。

各委員：特に意見はなし

事務局：いただいた意見を踏まえ、今後、実態把握及び関係機関との調整を進めて、実施体制について検討していきます。

その他、国土交通省、北陸信越運輸局新潟運輸支局のから、地域公共交通の活性化・再生に関する法改正や国の予算措置について、交通空白解消に向けた国の補助事業の概要について情報提供いただく（当日配布資料により説明）

事務局：皆様からいただいたご意見を整理し改めて文書になると思いますが、皆様に確認いただきたいと思います。ご意見をいただいた後から進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

閉会のあいさつ

副会長：基幹病院への移動手段の検討が進むなど前向きな動きが見られる中で、高齢化や免許返納により地域の移動ニーズは今後さらに変化していくことが見込まれます。福祉有償運送を含む地域の公共交通全体のあり方について引き続き検討を進めていく必要があると思います。今後とも、皆様の貴重なご意見をよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。

令和 7 年度 胎内市福祉有償運送運営協議会

と き 令和 8 年 3 月 16 日（月）
午後 2 時から
会 場 胎内市役所 3 階 301 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

（１）令和 7 年度福祉有償運送実績報告 〈資料 1〉

（２）運送の利用者の状況について

4 議 題

（１）近隣の基幹病院への福祉有償運送について 〈資料 2〉〈資料 2-①～③〉

（２）旅客の範囲について
〈資料 3〉
〈参考資料〉

5 そ の 他

6 閉 会

福祉有償運送運行状況実績報告

令和7年度福祉有償運送協議会 **資料1**
令和7年12月末までの実績

法人名	特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘					事故報告	苦情報告
対 価	出発地から目的地の移動距離が2 kmまで：300円 2 kmを超える場合、1 km毎に50円加算（ただし、最大500円） 出発地において利用の取消しをした場合：300円					無	無
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年12月末	対前年度比	増減の説明	備考
登録車両台数計 (台)	4	4	4	4	0	増減なし	10人乗り 1台 8人乗り 1台 4人乗り 2台
福祉車両	0	0	0	0	0		
セダン車両	4	4	4	4	0		
運転者数計 (人)	3	3	8	6	-2	・ R6年度に福祉有償運送運転員研修事業を実施し、新たに5名資格を取得した。 ・ 運転者登録者は6名	
1種免許取得者	3	3	8	6	-2		
2種免許取得者	0	0	0	0	0		
登録利用者実人数計 (人)	23	28	41	44	3	・ 要支援者の利用が増加 ・ R7年4～12月の利用内訳は、通院31.4%、買物68.6%であり、買物支援が増加している	※年度中または期間中に1回でも利用した方の実人数
事業対象者	5	12	19	19	0		
要支援	18	16	21	24	3		
要介護	0	0	1	1	0		

	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年12月末		【参考】前年度とR7年4～12月までの比較
				月平均		月平均	
延利用件数 (件)	663 件	1,071 件	1,595 件	132.9 件	1,765 件	147.1 件	170 件
内 訳	通院支援	164件(24.7%)	496件(46.0%)	621件(38.9%)	555件(31.4%)		通院 -7.5 %
	買物支援	499件(75.3%)	578件(54.0%)	974件(61.1%)	1,210件(68.6%)		買物 7.5 %
実利用会員数 (人)	23 人	28 人	41 人	21 人	44 人	26 人	3 人
運行距離数合計 (Km)	2,344 km	3,249 km	4,336 km	361.3 km	4,560 km	380.0 km	224.0 km
	1 件当たり	3.5 km	3.0 km	2.7 km	2.6 km		△ 0.1 km
対価合計 (円)	245,000 円	387,250 円	557,500 円	46,458 円	605,100 円	50,425 円	47,600 円
	1 件当たり	370 円	362 円	350 円	343 円		△ 7 円

議題(1)近隣の基幹病院への福祉有償運送について

福祉有償運送における運行範囲は、胎内市内のみとしているが、近隣の基幹病院である新潟県立新発田病院（以下、「新発田病院」という。）または、新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院（以下、「村上総合病院」という。）までの運送と、運送の対価の取扱いについて協議をお願いするもの。

① 現 状

- (ア)市外の医療機関への通院ニーズがある。
- (イ)家族送迎が困難な世帯が増加している。
- (ウ)医療機関ごとに担う役割や専門分野が異なるため、病状によっては受診先が限定される場合がある。

② 運送の必要性

移動困難者の通院機会を確保し、生活の維持及び重度化防止を図るため、実態に応じた運送の見直しが必要である。

③ 利用の方法

- (ア)通院目的に限定し、胎内市内から基幹病院である新発田病院または、村上総合病院までの運送とする。
- (イ)登録制を維持し、不特定多数の利用は行わない。
- (ウ)利用にあたっては、地域包括支援センターが利用者の状況を把握し、介護予防サービス計画に基づき提供する。
- (エ)運行体制に支障のない範囲で実施する。

運送は、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送としているが、運行の体制や効率性を考慮し、必要に応じて、あらかじめ定めた集合場所に利用者が集合し複数乗車による運送を行うことも可能とする。

④ 対価について

- (ア)胎内市内から下記の運送については定額とする。

・新発田病院	1回	1,500円
・村上総合病院	1回	2,000円

- (イ)運送の対価の設定については、複数乗車の利用人数の上限において、その対価の総額がタクシー運賃の8割を超えないものとする。2kmまでは300円、それを超える場合は、1km毎に100円を加算する。

	距離	タクシー運賃	
			8割
新発田病院	14km	概ね6,000円	4,800円
村上総合病院	20km	概ね8,500円	6,800円

福祉有償運送(市外)		運送の対価
2kmまで	2km以降 1km毎	
300円	100円	1,500円
300円	100円	2,000円

⑤ 安全管理及び適正利用・運営の確保

- (ア) 移動支援が必要な方の生活支援を目的とする。
- (イ) 効率性・利便性・コスト・時間など、他の条件も大切であるが、利用者の安全に目的地まで移動できることを最優先とする。
- (ウ) 一般乗用旅客自動車運送事業との適切な役割分担を図る。

⑥ 今後の予定

準備が整い、運行開始の準備が完了した段階を経て、その後にサービスの実施や運行を進める

R 8 年 1 ～ 2 月	地域包括支援センターによる利用希望者の実態把握
3 月	福祉有償運送協議会による協議
令和 8 年度 4 月～	・ 運行体制の整備 ・ サービス運営の規定やマニュアルの整備 ・ 連携体制の構築 ・ 利用者の対応体制、広報活動：利用者への周知など
5 ～ 7 月	運行開始予定

現在 特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘福祉有償運送運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、胎内市から協力依頼を受けた福祉有償運送(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運送の対象者)

第 2 条 本事業による運送の対象者は、胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年告示第 5 号)第 5 条第 1 項に規程する対象者及びその付添人とする。

(会員登録)

第 3 条 本事業を利用する者は、福祉有償運送会員登録申請書(別紙 1)及び特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘入会申込書(別紙 2)を提出し、会員の登録を受けなければならない。

2 会員の登録を行ったときは、福祉有償運送会員登録簿(別紙 3)に記載し、適切に管理を行うものとする。

(利用の申込)

第 4 条 会員が、本事業を利用しようとする場合は、登録時にあらかじめ、利用日を決めるものとする。ただし、利用日は随時変更できるものとする。

(利用日及び利用時間)

第 5 条 本事業の利用日は、月曜日から金曜日までとし、利用時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、祝日、8 月 13 日から 8 月 16 日まで、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは休業とする。

(運送の範囲及び方法)

第 6 条 本事業により運送する範囲は胎内市内とし、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送とする。ただし、利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえ、必要に応じて複数乗車を実施し、複数乗車の利用人数は概ね 4 人までとする。

(使用車両)

第 7 条 本事業に使用する車両は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に定める自動車で使用する権限を有する乗車定員 11 人未満のセダン車等とし、胎内市福祉有償運送運営協議会で許可を受け使用することとする。使用車内には、運送者の名称及び自動車登録番号を利用者に見やすいように表示するとともに、運行時には、別紙のとおり作成したステッカー、マグネットシートを使用車体の両面に表示する。

(運転者)

第 8 条 運転者は、特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘に登録した者であって、次の各号に該当する者から選任する。

- (1) 第二種運転免許を有する者。但し、第二種運転免許を有しない者にあつては、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了し、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者

イ 介護福祉士の資格を有している者

ウ (社) 全国乗用自動車連合会、(財) 全国福祉輸送サービス協会及び(社) シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了している者
エ 訪問介護員など

(2) 登録前2年間、運転免許停止処分を受けていない者。

(3) 運転の経歴が5年以上の者。

(損害賠償措置)

第9条 本事業には、次に掲げる任意保険又は共済に加入した車両を使用する。

(1) 対人賠償1名につき無制限

(2) 対物賠償1事故につき無制限

(3) 搭乗者障害1名につき無制限

2 使用車両外での事故については、1事故あたり、5,000万円の賠償責任保険に加入するものとする。

(運送の対価)

第10条 本事業の対価は距離制で定め、1人当たりの対価は次の各号によるものとし、タクシーが運送した場合の実車運賃の額の概ね8割を超えないものとする。

(1) 出発地から目的地までの移動距離が2キロメートルまで 300円

(2) 前号の移動距離が2キロメートルを超える場合 1キロメートル毎に50円を加算する。ただし500円を限度とする。

(3) 出発地において、利用の取消しをした場合 300円

(4) 複数乗車の場合は、利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえ想定した乗車人数における対価の総額とし、同一距離を運行した場合におけるタクシー運賃の概ね8割を超えないものとする。

2 前項第2号及び第3号の移動距離については、0.1キロメートル未満は切り捨てるものとする。

(管理運営体制)

第11条 本事業の実施に当たり、運送の安全の確保及び旅客の利便を確保するため、自動車の運行管理(運転者に対する指導教育体制、事故処理体制、苦情処理体制を含む)及び整備管理の体制を明確にする。

(1) 自動車の運行管理及び整備管理を誠実かつ適切に処理する為、職員の中から運行管理責任者及び整備管理責任者を選任する。

(2) 管理運営体制に関する具体的事項は別に定める。

(罰金、科料の負担)

第12条 本事業の運行中に起きた、運転者の故意または過失による法令違反に対する罰金、科料は運転者の負担とする。

令和3年7月27日改正

令和7年1月31日改正

議題（２）旅客の範囲について

現在、福祉有償運送事業における旅客の範囲は、事業対象者、要支援１・２認定者、継続利用要介護者としている。

新たに要介護１及び要介護２認定者を対象に含めることについて協議をお願いするもの。

① 現 状

- (ア)市が実施している外出支援サービスの利用対象者は要介護３以上の認定者であり、要介護１及び２認定者が利用できる公的移動支援サービスは限定的である。
- (イ)家族の就労等により通院送迎の支援が困難な世帯が増加している。
- (ウ)通院・リハビリ・生活維持に必要な外出手段の確保が課題となっている。
- (エ)要介護１及び２認定者の通院支援等に関する利用希望の実態把握が十分とはいえない状況にある。

② 旅客範囲の拡大の必要性

要介護１及び２認定者は、介護度としては比較的軽度に区分されるが、歩行の不安定さや認知機能の低下、公共交通機関利用に対する不安等により、単独での移動が困難な場合が少なくない。医療機関への定期通院の必要性も高いことから、利用希望者の個別の状態を把握してうえで、旅客範囲の拡大を検討していきたいと考えている。

③ 旅客範囲拡大の方法

- ・対象拡大にあたっては、登録時に状況確認書類を整備し、適正な運用を行う。
- ・運行体制の整備を行い、サービスの実施や運行について進めていく。

④ 安全管理及び適正利用・運営の確保

- (ア)移動支援が必要な方の生活支援を目的とするものであり、不特定多数の運送を行うものではない。
- (イ)利用できる対象者の拡大後も、利用者の安全確保及び運行体制の整備を行う。
- (ウ)一般乗用旅客自動車運送事業との適切な役割分担を図る。

⑤ 旅客の範囲拡大に向けた今後の方向性について

実態把握を十分に行ったうえで進める

7～8月	居宅介護予防支援事業所や地域包括支援センター等による実態把握
9月～	結果を踏まえ、体制整備を行う ・運行体制の整備 ・サービス運営の規定やマニュアルの整備 ・連携体制の構築 ・利用者の対応体制、広報活動：利用者への周知など
	試行運転
令和９年度	必要に応じ、令和９年度を目途に運行開始

【参考資料】 利用対象者について

福祉有償運送運営規程 第2条(運送の対象者) 総合事業第5条の第1項

○胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年 1 月20日

告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業 法第115条の45第 1 項第 1 号に規定する事業をいう。
- (2) 第 1 号訪問事業 法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する事業をいう。
- (3) 第 1 号通所事業 法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する事業をいう。
- (4) 第 1 号生活支援事業 法第115条の45第 1 項第 1 号ハに規定する事業をいう。
- (5) 第 1 号介護予防支援事業 法第115条の45第 1 項第 1 号ニに規定する事業をいう。
- (6) 一般介護予防事業 法第115条の45第 1 項第 2 号に規定する事業をいう。
- (7) 基準要綱 胎内市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年告示第 4 号）をいう。

(事業構成等)

第 3 条 総合事業の構成及び内容は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(指定事業者)

第 4 条 別表第 1 に規定する介護予防訪問介護相当サービス事業及び訪問型サービス A 事業並びに介護予防通所介護相当サービス事業及び通所型サービス A 事業は、法第115条の45の 3 第 1 項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施するものとする。

(対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、市内に住所を有する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）
- (2) 第1号被保険者であって次条の規定による認定を受けたもの（以下「事業対象者」という。）
- (3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（第2条第2項第2号及び第3号の規定により補助する者に限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受ける者で、市長が必要と認めるもの

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者の認定等)

第6条 事業対象者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）で、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者は、基本チェックリスト（様式第1号）に介護保険被保険者証を添えて、居住地を管轄する地域包括支援センターを経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 要介護又は要支援認定を受けていない者で、かつ、要介護又は要支援認定申請を行っていない者
- (2) 要介護又は要支援認定を既に受けている者で、かつ、認定の有効期限の満了に当たり、要介護又は要支援認定の申請を行わない者

2 地域包括支援センターは、前項の規定による提出があったときは、基本チェックリストの質問項目に対する回答が別表第2に掲げるいずれかの基準に該当するか確認を行うものとする。

- 3 前項に規定する確認は、地域包括支援センターが原則、申請者との面接にて行うものとする。ただし、申請者との面接が困難な状態にあるときは、訪問又は家族の来所による相談に基づき、申請者の状況及びサービスの利用希望等を聴き取るものとする。
- 4 市長は、前2項の規定による確認の結果を別表第2に掲げる基準に照らし、認定の可否について決定し、申請者に事業対象者（非該当）認定通知書（様式第2号）を通知するものとする。
- 5 市長は、事業対象者として認定したときは、当該事業対象者の介護保険被保険者証に必要事項を記載するものとする。

（介護予防・生活支援サービス事業の利用）

第7条 介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更・終了）届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。ただし、居宅要支援被保険者等であって、法の規定による予防給付を受けている者は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、介護予防ケアマネジメント依頼内容を変更又は終了する場合に準用する。

（第1号事業支給費の支給）

第8条 市長は、法第115条の45の3第1項の規定により、指定事業者が実施する第4条に規定する事業（以下「指定第1号事業」という。）を利用した者（以下「利用者」という。）に対し、第1号事業支給費を支給する。

- 2 第1号事業支給費の額は、指定第1号事業の事業費の額（基準要綱で定める事業費の額をいう。以下単に「事業費の額」という。）の100分の90に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法第59条の2第1項に規定する第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費の額にあつては事業費の額の100分の80に相当する額、同条第2項に規定する第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費の額にあつては事業費の額の100分の70に相当する額とする。

- 4 市は、法第115条の45の3第3項の規定により、利用者が指定事業者に支払うべき費用について、第1号事業支給費として支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、指定事業者に支払うものとする。

(利用料)

第9条 介護予防・生活支援サービス事業を利用した者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める利用料を負担しなければならない。

- (1) 指定第1号事業 事業費の額から第1号事業支給費の額を控除した額
- (2) 指定第1号事業以外の事業（第1号介護予防支援事業を除く。） 市長が別に定める額
- (3) 第1号介護予防支援事業 無料

- 2 一般介護予防事業を利用した者は、市長が別に定める利用料を負担しなければならない。

(高額第1号事業支給費等の支給)

第10条 市長は、総合事業の利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額第1号事業支給費又は高額医療合算第1号事業支給費を支給することができる。

- 2 高額第1号事業支給費又は高額医療合算第1号事業支給費の額及び支給要件等は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する高額介護予防サービス費相当事業又は高額医療合算介護予防サービス費相当事業に基づき定めるものとする。

(保険料滞納者に対する第1号事業支給費の支給方法の変更)

第11条 市長は、利用者が正当な理由がなく保険料を滞納し、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第8条第4項の規定を適用しないものとする。

(第1号事業支給費の一時差止)

第12条 市長は、利用者が正当な理由がなく保険料を滞納し、当該保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第1号事業支給費の全部又は一部の支給を一時差し止めることができる。

(保険給付の制限等に関する要綱の適用)

第13条 前2条に定めるもののほか、保険料を滞納している利用者に係る措置については、法又は胎内市介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等に関する要綱（平成17年告示第80号）の規定による保険給付の制限等の例によるものとする。

(市外において総合事業を利用した場合の措置)

第14条 市外において総合事業を利用した場合における第1号事業支給費の支給及び利用料の負担については、市長が別に定めるところによるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この告示の施行の日前においても、この告示の規定の例により、総合事業の実施に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（平成30年7月31日告示第82号）

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年5月27日告示第6号）

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和3年9月13日告示第138号）

この告示は、令和3年9月13日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第66号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

事業構成			内容
介 護 予 防 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業	第 1 号 訪 問 事 業	介護予防訪問介護相当サービス事業	基準要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事業
		訪問型サービスA事業	基準要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する事業
		訪問型サービスB事業	地域住民により、地域の実情に応じて必要な日常生活上の支援を行う事業
		訪問型サービスC事業	保健、医療の専門職員により、短期間において、社会参加を高めるために必要な相談、指導等を行う事業
		訪問型サービスD事業	他の介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を行う事業
	第 1 号 通 所 事 業	介護予防通所介護相当サービス事業	基準要綱第 2 条第 1 項第 3 号に規定する事業
		通所型サービスA事業	基準要綱第 2 条第 1 項第 4 号に規定する事業
		通所型サービスB事業	地域住民により、定期的な利用が可能な自主的な通いの場において介護予防に資する活動を行う事業
		通所型サービスC事業	保健、医療の専門職員により、短期間において、身体機能の向上等を行う事業
	第 1 号生活支援事業		地域住民等により、軽易な日常生活上の支援を行う事業
	第 1 号介護予防支援事業		心身の状況等に応じた適切なサービスを受けられるよう介護予防ケアマネジメントを行う事業
一 般 介 護 予 防	介護予防把握事業		地域包括支援センターの業務等により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を早期に把握し、介護予防活動等に繋げる事業

事業	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及、啓発及び介護予防に資する教室等を行う事業
	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資する住民主体の通いの場の育成及び支援等を行う事業
	一般介護予防事業評価事業	介護予防事業の目標の達成状況を検証し、地域づくりの観点から事業全体の評価を行う事業
	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職が介護予防事業に関与し、介護予防の取組に対する支援を行う事業

別表第 2 （第 6 条関係）

① 様式第 1 号の基本チェックリストに規定する質問項目（以下この表において「質問項目」という。） No. 1 から 20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当
② 質問項目 No. 6 から 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当
③ 質問項目 No. 11 から 12 までの 2 項目の全てに該当
④ 質問項目 No. 13 から 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当
⑤ 質問項目 No. 16 に該当
⑥ 質問項目 No. 18 から 20 までの 3 項目のうちいずれか 1 項目以上に該当
⑦ 質問項目 No. 21 から 25 までの 5 項目のうち 2 項目以上に該当

基本チェックリスト

記入日 年 月 日

氏名	代筆者（ ）	生年月日	大正・昭和 年 月 日 歳
住所	胎内市	T E L	

	No.	質問項目	回答：いずれかに○を お付けください		
暮らし	1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	／20 1～20で 10点以上
	2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
運動	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	／5 3点以上
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
	8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
	9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
栄養	11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	／2 2点
	12	BMI（体格指数）が、18.5未満ですか *身長と体重で計算します 体重 Kg ÷ 身長 m ÷ 身長 m	1. はい	0. いいえ	
口腔	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	／3 2点以上
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
同じように	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
物忘れ	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	／3 1点以上
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
こころ	21	ここ2週間 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	／5 2点以上
	22	ここ2週間 これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
	23	ここ2週間 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
	24	ここ2週間 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
	25	ここ2週間 わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	
あなたの健康状態はいかがですか		1. よい 2. まあよい 3. ふつう 4. あまりよくない 5. よくない			

サービスを利用するに当たり、基本チェックリストの実施を依頼します。また、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が利用者の状況を把握する必要があるときは、受付シート、基本チェックリストを、市、担当地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、総合事業におけるサービス事業実施者、介護保険施設、主治医、その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

氏 名
代筆者氏名 (続柄)